

## 多メディア時代における放送の役割

### 1. 放送は国民生活と民主主義にとって重要な機能だと考えます

#### ● 放送の果たしてきた役割

放送は放送法第1条〔目的〕の

「第1号・放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」

「第2号・放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」

「第3号・放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発展に資するようにすること」

に始まる諸規定に則り、基幹メディアとして全国にあまねく情報と娯楽を提供することにより、平等と民主主義の実現、国民福祉と文化の発展に寄与してきました。

プロレスの街頭中継から始まり、幾多のドラマ、バラエティー番組が家庭に感動と笑いと涙を伝えてきました。

幾多の報道番組が国民を危険から遠ざけたり、災害や事件・事故の模様を伝えることで、防災や防犯の体制を促進したり、救援の機運を高めたりしてきました。

政治的な選択肢を提示し、不公正を追及してきました。

オリンピックやワールドカップサッカーなどのスポーツ中継は日本中を感動の渦に巻き込み、国民的なアイデンティティーを高めたばかりか、国際友好や国際理解を大いに促進しています。

ラジオ放送は移動する車の中など都市機能の中で情報伝達と娯楽の提供に重要な役割を果たし、また阪神淡路大震災や新潟県中部地震で被災者にきめ細かい情報と激励を送り続けたことは、記憶に新しいところです。

緊急報道のため、あるドラマを途中で打ち切ったり放送時間を変更したら、視聴者が泣きながら放送局に問い合わせをしてくるというようなことは、今でも起きています。

このように放送は日本において、国民が広く同時に公平に基本的情報に接しうることによって、民主的で平等な社会の実現に寄与してきました。こうした基幹メディアとしての放送の公共性は、国民の信頼に支えられて放送事業者が築き上げてきたものであることは言うまでもありません。

#### ● 放送の反省と進化、自律的機構・機能の改善

一方で放送は、NHKにせよ、民放にせよ、時に視聴者の批判を浴び、改善の指摘を受け、国においても放送法の改正を重ね、放送事業者としても視聴者との対話や他のメディアとの相

互批判などを通じて、長年にわたって規範を積み重ね、自律的な機構の構築や機能の改善に取り組んできました。

各放送事業者においては社外取締役や経営委員会の充実、番組審議会の陣容強化、審議内容の多角化、公表内容の充実、自局検証番組の編成、社内チェック機能の強化等々、日々、放送内容の充実、公正の維持に努めています。

また、共有の自律的な仕組みとして視聴者の苦情や問い合わせに対し、BPO(放送倫理・番組向上機構)により公正に審査・勧告する機能も持っています。

我々放送事業者は時に内容において批判を浴びることがあっても、半世紀を超える年月の間に、通信とは異なる様々な機能を進化させてきており、今後もこの努力を続けることが、基幹メディアとしての責務であると強く自覚しています。

#### ● 「放送」は単なる伝送路ではない

現在、地上放送は全国津々浦々ほぼあまねく、しかも24時間、1年中休み無く、情報と娯楽を送り続けています。これは民間放送事業者としては、視聴者を災害から守り、情報格差の少ない社会としていくために、株式会社としての経済的合理性を超えてメディアの責任を果たしているものです。地上放送のデジタル化においても各方面の協力を得ながら、同様の状態を維持するべく最大限の努力をしているところです。

「放送」とは単なる伝送路ではありません。

地上放送事業者にとって「放送」とは、制作した番組を放送局から電波塔まで届けて終わりではなく、その番組をさらに電波に乗せて一般家庭まで確実に届けることに、責任のすべてを負っています。情報には、情報を流す編成責任主体の明示と署名性が必要です。災害などの有事はもちろん、平時から情報には「信頼」の積み重ねが何より大切です。

電波という安定した自前の伝送路によって、国民・視聴者に情報を届けるという「ハード・ソフト一致」の放送体制があればこそ、地上放送事業者は責任をもって、ふだんの報道・情報番組や娯楽番組をはじめ、地震や水害などの緊急時にあっては必要な情報を視聴者まで届けることができるのです。「ハード・ソフト一致の原則」は、放送法第1条が国に対し求めている「放送による表現の自由を確保すること」を保障するうえで、欠かせない仕組みであるといえます。

#### ● 地上波テレビは最大のコンテンツ制作工場

米国ではハリウッドが、日本では地上放送事業者が、コンテンツ産業を支えています。日本において放送番組は人々に最も親しまれているコンテンツであり、日本のコンテンツ産業の振興を考えるうえで、地上放送の制作力を維持・発展させることが重要なのは言うまでもありません。

地上放送のコンテンツの多様さと豊穡さ、親しみやすさは、おとなから子どもまで幅広い層が見られる総合編成として、ハード・ソフト一致原則や“あまねく普及”を目指す中で成立しているという事実が持つ、文化的かつ産業的意味をより一層、重視すべきであると考えます。

#### ● 「情報の地方分権」を支える地方局

地域社会で災害や事件・事故が起きたとき、地元の放送局や新聞社は真っ先に現場に駆け

つけ、情報をいち早く伝えます。迅速で正確な取材・報道は、その地域に精通している地元メディアにしかできないものであり、代替の機関は考えられません。

通常のニュースだけでなく、ドキュメンタリー番組やキャンペーンなどを含め、放送局の活動が地域の問題を掘り起こし、解決を促した事例は少なくありません。また、地元で開催される文化イベントの多くは、何らかの形で放送局や新聞社がかかわり、サポートしています。

また、地元企業のコマーシャルを地方局が放送することで、地域の産業の活性化におおいに貢献しています。

民放事業者は「地域免許制度」の下、地域に拠点を置くメディアならではの取材や報道、番組づくり、情報発信を続けることにより、地方の豊かな文化を守り、地域社会の活性化を後押ししてきました。この一方、民放事業者は連携して全国的ネットワークの構築を進め、全国の情報を日々集約し、それを全国に配信することで、地域間の情報格差の是正にも寄与してきたと考えます。

「地方分権の推進」が政府の政策課題とされるなかで、地方局が培ってきた「情報の地方分権」の担い手としての役割を維持・発展させることが求められます。

## 2. 民放はメディアの多様化を歓迎します

### ● 「融合」ではなく協調・連携で、さらに豊かなメディアの世界を

メディアの歴史を振り返ると、無線通信で1対nの情報伝達ができるようになり、「通信」の双方向性をあえて片方向に機能を限定することで「放送」が生まれました。

放送は「ジャーナリズム」と「エンターテインメント」の二本柱を持ち、情報の価値と倫理を生み、その社会的影響力の大きさゆえに番組内容に責任を負っています。これに対し、通信は1対1の情報伝達が基本であり、送信内容には関与しないことが原則です。放送と通信は伝送路や端末が共用になり、融合したとしても、規律の在り方が異なるのは当然なのです。

放送と通信は電気通信インフラを使う点こそ共通ですが、アプリケーションとしてはまったく異質のものです。したがって放送・通信は「融合」するのではなく、持ち味を生かし、協調しながら連携することで新しいサービスを生み出していくことが、国民の利益にかなうと考えます。

メディアが多様化し、地上デジタルテレビ、BS・CSなど衛星放送、ケーブルテレビ、デジタルラジオそしてブロードバンドが普及することを、民間放送事業者は歓迎します。他メディアとの協力・連携を通じて新規事業を推進し、新しいコンテンツや文化を育て、さらに豊かなメディア世界を創出することで、国民の利便性をいっそう高めていきたいと考えています。

## 3. 多メディアの中の放送の在り方

### ● 基幹メディアとして地上放送の役割や重みは変わらない

放送法は、「民主主義の発達に資する」など“放送の公共性”を担う放送事業者として、NHKおよび一般放送事業者(民間放送)などを規定しています。財源や組織の異なる民放・NHKが

互いに切磋琢磨し、競争することで番組や情報の多様性が生まれ、日本の放送文化を形作ってきました。この「放送の二元体制」に衛星放送、ケーブルテレビなどが加わることで、さらに豊かさと厚みを増した日本の放送サービスは、多くの国民・視聴者に支持されていると考えます。

テレビが好きで常につけている人、ラジオしか聞かない人、パソコンが好きで上手な人、どうしても苦手な人等々、国民の趣味や意識、能力や年齢層、そして所得や階層が多様化する中にも、社会の基本的な情報を国民・視聴者全体に公平かつ安価に届けるという、基幹メディアたる放送が果たす役割やその重みは変わらない。国民が多様な情報や多様な娯楽に接し得ることは民主的な国家の必須条件である。我々は、そう確信しています。

#### ● 2011年完全デジタル化に向けて

民放事業者は2011年完全デジタル化に向け、中継局整備などに全力で取り組んでいるところであり、今年4月から携帯端末向けの「ワンセグ」を始め、年末までに全都道府県で地上デジタルテレビ放送を開始し、きめ細かくて豊かな放送サービスを提供していく考えです。

また、地上テレビ放送はデジタル放送の推進という観点から、視聴者のニーズがあれば多様な伝送路で再送信されることも必要でしょう。その際、言うまでもなく「再送信である」ということは、元のテレビ放送の在り方が維持されなければなりません。こうした問題についても「放送と通信の連携」という観点から、関係者とともに合理的なルール形成を目指したいと思えます。

日本の放送は80年の歴史を経て、国際的に見ても完成された姿を持っています。インターネットの急速な普及でメディア環境が大きく様変わりするなか、放送が培ってきた取材力や制作力、国民からの信頼を、ネット社会においても維持しながら次の時代に向かうことが、我々民間放送事業者の基本的な方向性です。

民間放送事業者は通信との連携も生かしながら、信頼できる情報と豊かな番組を提供するプレーヤーとして、国民の期待に応えていきたいと考えています。

以 上